

第 48 回産業統計部会議事録

1 日 時 平成 27 年 3 月 10 日（火）10:00～11:00

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 西郷浩

（委 員） 川崎茂、野呂順一

（審議協力者） 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都

（調査実施者） 経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室：秦室長ほか

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水政策企画調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、佐藤国際統計企画官ほか

4 議 題 経済産業省特定業種石油等消費統計調査の変更について

5 議事録

○西郷部会長 それでは、定刻になりましたので、第48回産業統計部会を開催させていただきます。

前回の部会において、審査メモで挙げられた論点は全て適当という形で判断いたしましたので、今日は事前にメールで回覧しておりました答申（案）について、お諮りしたいと思います。

それでは、まず事務局から配布資料の説明をよろしくお願いたします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 本日、新たにお配りしております資料は答申（案）です。また、参考資料として、前回の部会の議事概要をお配りしております。その他の資料につきましては、前回の部会でお配りしたものを使用させていただきます。

事務局からは、以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、早速答申（案）の説明に入らせていただきたいと思います。

今日の配布資料の中にある答申（案）を御覧ください。まず全体的な構成について説明をしてから、個別の審議に入りたいと思います。

1 ページ目の大きな 1 番に「本調査計画の変更」と書いてありますけれども、最初に「承認の適否」というところで、変更を承認して差し支えないという結論が書いてありまして、続いて（2）で「理由等」という形で説明が続いております。

これは、前回の部会で審議していただいた内容を反映したものですけれども、一応確認しておきますと、アで「報告を求めるために用いる方法の変更」ということで、今まで「経済産業省－経済産業局－報告者」及び「経済産業省－報告者」という形の 2 系統あったわ

けですが、それを「経済産業省（資源エネルギー庁）－民間事業者－報告者」という形に一本化及び民間事業者が介在する形になるということについて、書かれております。（ア）と（イ）に関しては、今、申し述べたことをもう少し詳しく書いてあるという形になっております。

次に、両括弧のないイの方ですけれども、調査対象の範囲の変更ということで2つあります。（ア）は調査対象の範囲の変更なのですが、従前からエネルギー多消費型の産業を重点的に調べるという形であったものの、少し広目に記述がされていたことから、それを実態に合わせて記述の内容を変更するというものです。

（イ）として、生産動態統計の品目の表章に合わせて、その表記を変更するということが4ページに書いています。それと併せて従来「従業者」と記していたものを、「従事者」に変更するということです。

いろいろ変更はあるわけですが、主にいわゆる用語といいますか文言の修正に対応するものであって、定義等の中身まで変更するものではないということが、書かれております。それが大きい1番の「本調査計画の変更」に関する記述です。

続きまして、5ページの大きい2番の前の答申における「今後の課題」への対応状況ということで、これは①と②の2点あります。①は地域別の表章、それから②は定期報告を活用した統計の作成となっております。どちらについても、もう既に適切な対応がなされているということで、答申の結論は記述しています。

6ページ目、最後のページになりますけれども、大きな3番で「オンライン調査の推進」ということが書かれております。この調査に関しましては、オンライン調査は比較的多く使われているということで、平均的な水準から見れば、もう今でも十分と言えるかもしれないのですが、業種によっては、オンラインの利用率が必ずしも高くない業種があるということで、そこを中心に今後、またオンラインの利用率を高めていくという結論になっております。

最後に「P」と書いてあるのが、いわゆるペンディングの「P」なのですが、前回の部会では全く話し合いを行っていなかった部分になりますので、今後、この石油等消費統計調査、いわゆる石消に関して、どのような課題を置くのかということについては、今日の部会で御議論いただければと思います。

以上で、全体の構成についての説明を終えることに致しまして、早速個別の審議に入りたいと思います。

まずは、1ページ目に戻っていただきまして、「本調査計画の変更」ということで「（1）承認の適否」です。この答申の書き方でまず結論が先に書いてあって、それから理由を述べるという形になっているわけですが、考え方、審議の進め方としては理由を全部確認した後で、結論を適当とするかどうかというのを考えるというのが自然な順番だと思いますので、今の段階ではこの（1）の「承認の適否」に関しては、文言だけを見ていただいて、結論としての審議はまた（2）の議論が済んでから戻りたいと思います。

まず、「(1) 承認の適否」ですけれども、先ほども言いましたように、前回の部会の審議を踏まえまして、統計法に定められているいわゆる基幹統計の要件というものをいづれも満たしているということから、通称石消に関する変更を承認して差し支えないとしております。

その差し支えないとした理由というのが、1 ページ目の(2)のところから述べてありますけれども、まず(ア)です。先ほど説明しましたが、従来の調査系統に少し変更があります。具体的にはということ(ア)1 ページのところと(イ)2 ページのところにあります。(ア)に関しましては、今まで石消に関しては経済産業省本省が所管していたわけですが、これを資源エネルギー庁に変える。併せて今まで2系統あった調査系統を、民間事業者を介在させるという形で一本化する。これに関して特に重要なのは、資源エネルギー庁の所管になるということですので、これに関しましては、資源エネルギー庁がエネルギー消費統計調査等、エネルギーに関する統計をほかにも所管しておりまして、この石消が資源エネルギー庁に移ることによって、エネルギーに関連する統計というのが一元的に管理されるということになることから、このような変更は適当であると言っているわけです。

少し長くなるかもしれませんが、民間の事業者も関連がありますので、2 ページ目の(イ)も併せてお諮りしたいと思います。

(イ)に関しましては、民間事業者を活用して調査をするようになるということなので、すけれども、ここに関しましては、今、所管している経済産業省で民間事業者の活用に関して支援をしていただく。具体的には、2 ページ目の下のところから3 ページ目にかけて表がありますが「統計の品質の維持・向上」「報告者の秘密保護」「信頼性の確保」そして「民間事業者の履行能力の確保」ということに関して、移行期間で経済産業省と資源エネルギー庁とが協力をしながら、統計の品質に支障がない形で移行するということがうたわれています。

その表の下のところに、調査の公表までの期日に関する記述があるのですが、現在のところ45日ぐらいかかっている。これを調査系統が整理されることから、もう少し早期化できないかということも併せて検討していただいたのですが、この45日というのは、今のところはぎりぎりの日程であって、また、参考のところに書いてありますけれども、月次調査で1つの基準となっております60日より大分短いということですので、無理にこれを早期化する必要はないわけなのですが、今後、資源エネルギー庁へ完全に本調査の所管が移管された後、もし、民間事業者活用に係る経験等により短くできるようなところがあるようだったら、1日でも短くしていただくという形で記述がされております。

以上、少し長くなりましたが、「理由等」の最初の「報告を求めるために用いる方法の変更」について、結論としては前回の部会の内容と同じで適当としていますが、細かい文言まで含めて、もし何かありましたら御意見いただければと思います。

いかがでしょうか。

お願いします。

○川崎委員 これまでの議論や説明をきちんと反映した内容になっていると思います。私は拝見して、特に異存はありません。

○西郷部会長 ありがとうございます。

ほかにはありますか。

○野呂委員 私も特に異存はありません。

○西郷部会長 ありがとうございます。

ほかにありますか。

それでは(2)の「理由等」の最初の「ア 報告を求めるために用いる方法の変更」については、答申(案)のとおりで適当と判断させていただきます。ありがとうございます。

今度は3ページのイです。「調査対象の範囲」の変更に関してですけれども、先ほど説明いたしましたように(ア)と(イ)があります。図1というのが3ページの下の方にありますが【変更前】の「調査の範囲」というのがそのように記述されているのですけれども、これは従来石消が対象としている範囲よりは若干広目になっている。エネルギー多消費型の産業というのがターゲットなのですが、それよりも少し広目に記述がされている。それを実態に合わせて変更をするというものなので、適当と判断させていただくと説明してあります。

4ページの(イ)の「変更事項2」に関しても、これは石消が生産動態統計調査、いわゆる生動とタイアップして調査を実施しているということから、その記述の内容を生動に合わせて変更するというもので、これも内容まで変わるというものではないということです。

その変わるところの具体的な内容を、もう少し詳しく説明してあるのが4ページの下のところと5ページの上のところということになります。繰り返しになりますけれども、文言は変わりますが、今までの定義や内容にまで変更が及ぶものではなく、断層も生じないということから適当と記述しております。

いかがでしょうか。この3ページ目から5ページ目までにかけての「イ 調査対象の範囲」に関しての記述について、内容及び文言について御意見等があれば、伺いたいと思います。

○川崎委員 特に私は異存がありません。

○西郷部会長 ありがとうございます。

○野呂委員 これは、私も特に異存はありません。

○西郷部会長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、今、大きな1番の理由のところについて御検討いただきまして、答申(案)のとおりで適当と御判断を頂きました。

今度は、1ページ目の(1)の「承認の適否」ということに関して、改めてお諮りしたいのですけれども(2)の「理由等」というところで、適当と御判断を頂きましたので「承

認の適否」の結論、つまり変更を承認して差し支えないという結論に関しても、適当と判断させていただきますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、前後して、行ったり来たりして恐縮ですけれども、今度は5ページ目の大きな2番の前の答申時における「今後の課題」への対応状況ということで、①と②があります。①に関しましては「地域別等の結果の公表」ということなのですが、動態統計調査の1年分のデータを活用することによって「石油等消費動態統計年報」で、もう既に対応しているというのが5ページの下に書いてあります。

また、②の「定期報告を活用した統計の作成」に関しましては、説明は6ページの上になりますけれども、平成23年度以降、資源エネルギー庁が委託事業により、毎年度実施している「エネルギー使用合理化促進基盤整備事業」の報告書の中で、定期報告の結果を活用した集計表というのが掲載されているということで、②に関しても、既に対応が行われているという書きぶりになっております。

それでは、5ページ目から6ページ目までにかけての大きい2番に関して、結論、文言等も含めて何か御意見がありましたら、伺いたいと思います。

○川崎委員 これについても、特に問題ないと思います。

○野呂委員 私もです。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、大きな2番、5ページから6ページまでにかけての「今後の課題」への対応状況についても、答申(案)のと通りの記述で適当と判断させていただきます。ありがとうございます。

その次は、6ページの「オンライン調査の推進」のところですが、内容は先ほど説明しましたとおり、従来からこの石消に関しては、オンラインの利用率は高いのですが、業種によっては必ずしも高くないところもあるので、そこを中心的に今後オンラインの利用率が、更に高くなる努力をしていただくという書きぶりになっております。いかがでしょうか。

○川崎委員 これについても、特に異存はありません。

○西郷部会長 結構です。ありがとうございます。

○野呂委員 同じく特に異存はありません。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、6ページ目の3番の「オンライン調査の推進」ということに関しましても、答申(案)のとおりで適当と判断をさせていただきます。ありがとうございます。

かなり早く進んでおりますが、何か忘れていないかなと心配になってくるのですけれども、それではペンディングになっております「今後の課題」ということで、前回の部会では審査メモの論点を議論するというので、全ての時間を消費してしまいましたので、特

に「今後の課題」について議論をするということができませんでした。ただ、前回の部会の時に特に最初の方ですが、そもそもエネルギー全体を捉える体系というのはどんなものなのかということについて、かなり時間をかけて説明及び議論していただきましたので、そこのところを捉えて事務局と私の方で相談をさせていただいた結果、今のところペンディングではありますが「今後の課題」として5行記述してあります。

これは、第Ⅱ期基本計画において、経済産業省がエネルギーに関する統計について体系的な整備を行って、基幹統計の範囲について検討を行うことが指摘されていて、その結論を平成29年度末までに得るように求められております。これは明文化されているわけです。このことを受けて、経済産業省が有識者等から構成された検討会等を設けて、必要な検討を行っている最中であって、引き続き十分な検討を行った上で、平成29年度末までに本調査、あるいは本調査を含めたエネルギー関係の統計の全体像の見直しというものを行ってくださいという結論になっております。

なぜ、こういう記述にしたのかということなのですから、1つは先ほども言いましたように、前回の部会の最初の方で、エネルギー全体についての統計の体系がどうなっているかということについて、かなり詳しい説明と議論があったということとや、第Ⅱ期基本計画において、エネルギー統計の体系化ということが明文化されているということ、それから、資源エネルギー庁からエネルギー関連の統計の体系化については、資源エネルギー庁で平成29年度までに対応するように計画されているという説明がありましたので、このような形の記述になっております。

ペンディングということから、この部分に関しては、事前のシナリオを書くということができませんでしたので、委員あるいは関係府省から御意見を頂ければと思います。いかがでしょうか。

○野呂委員 エネルギー全体の統計の体系が複雑で難しいので、こういう整理をして頂くことにつきましては、私どもとしても、大変助かりますし期待しております。ところで、資料の「第Ⅱ期基本計画において、経済産業省は」という中の主語の「経済産業省」につきまして、エネルギー関係の統計の全体を見てみますと、家計部門であるとか、輸送部門というのですか、自動車などの統計であるとか、それらも含めて経済産業省が横断的に整理いただくという意味でしょうか。この主語がカバーするエネルギー関係の統計の範囲について、教えていただきたいと思えます。

○西郷部会長 守備範囲としては、経済産業省は主に事業所が守備範囲になって、エネルギーの消費となると事業所だけではなくて、世帯等もエネルギーを消費しているということから、少なくとも経済産業省が行うエネルギー関係の体系の整備というと、中心的には事業所に関連するものということになるかと思えます。ただ、総合エネルギー統計、エネバラとよく言っているものですけれども、そちらに関しては、事業所関係だけではなくて、国内で消費されるエネルギー全般に関して、そういう加工統計というものも同時に作成しておりますので、その意味では世帯というのも守備範囲というか、捕捉範囲の中には

少なくとも入っているという格好になると思います。

石消に関連させて、この「今後の課題」といった場合に、どういうふうに記述をするのかということの御質問と承りましたけれども、どうですか、この「経済産業省は」という主語がかなり離れたところにあるので、どこまで含まれているのかというのは見づらい形になっていますか。

少しお時間を頂きます。

○川崎委員 用語的な問題なのですが、多分2行目のところにある「行うことが指摘され」の「指摘され」が多いのかなと私は思うのです。要するに、経済産業省はこういうことを行い、平成29年度末に結論を得ることが求められていると言ってしまえば、何か文章が入れ子になってしまっているものですから分かりにくいのです。そこのところだけは、日本語的には見やすく直した方がいいかなと思いましたが、ただし、今、野呂委員のご指摘の本質的な問題にはお答えしていません。

○西郷部会長 分かりました。よろしいですか。

まず、文章の問題としては、今、川崎委員が指摘されたとおりの2行目のところ。「検討を行うことが指摘され」というのを「検討し」ぐらいにしておくと、大分意味は分かりやすくなるということですが、よろしいですか。

事務局は、それでよろしいですか。6ページ目の「今後の課題」の5行ある文章の2行目のところですがけれども「基幹統計の範囲について検討し、平成29年度末までに結論を得ることが基本計画において求められている」という読み方になると思いますが、それだと意味は変わってしまいますか。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでも、差し支えないと思います。

私どもが、部会長と相談して作成した際の考え方としては、前回の第47回部会の資料1の7ページに第Ⅱ期基本計画の抜粋部分を掲載しており、ここでは「環境に関する統計の整備」について第Ⅱ期基本計画において指摘されておりました、下にある「別表」における記載内容を踏まえております。別表では、広い意味での経済産業省あるいは資源エネルギー庁が行うことが指摘をされています。ここではエネルギー消費統計について指摘されておりますが、資源エネルギー庁が所管する、あるいは経済産業省が所管する中で体系的な整備について検討いただくことを念頭に整理している心積もりです。

○川崎委員 今、野呂委員の御意見に少し上乘せするような、多分関連していると思うのですが、実は、私はこの統計を見てこれ自体、今回の変更については全く問題ないし、適切だと思いながらも、1つだけどうしても違和感が残ったのは調査の名称なのです。「特定業種石油等消費統計調査」と書いてあるのですが、どこにひっかかったかと言うと「石油等」と書いてあるけれども、実は石油だけではないエネルギー全体を随分調べているわけです。

そうすると、名は体を表すことがありますが、この中で実は十分体を表していないので

はないかと思うわけです。そういう意味で、例えば、ここは調査の名称や範囲を含めてもう少し考えてほしいというのを、何かこの中に入れられないだろうかというのを1つ思います。

もう一つは、頭についている特定業種の「特定」というのがひょっとしたら、本当ならもう少し包括的に幅広くいろいろな業種を捉えた方がいいのに、かなり種々の制約あるいはほかの統計とのバランスで、本来なら統合して一本の調査でやってもいいかもしれないのをやり切れていないとか、何かそんな制約も感じられます。そういう意味で、調査の名称あるいは範囲などについても、もう少し今後の平成29年度末までに行う検討の中に含めてほしいということが、この部会として言えないものかなと思ったところです。

○西郷部会長 もし、今の川崎委員の御発言をこの「今後の課題」のところに反映させるとすれば、1つの案としては、下から2行目のところ「引き続き十分な検討を行った上で」の前のところに「名称・調査範囲を含めて」と書くと、かなり、今おっしゃったことに近い内容になると思いますけれども、ただ、それはそれとして、書くとそれを必ずやらなければいけないということになるので、その名称の変更や調査範囲の見直しまで含めて、検討をお願いしていかどうかということなのです。

○川崎委員 もう一つ、これは細かな話ですが、見直しの結論のところの前に、検討のところこういうことも含めてというもう一個上の最後のところの引き続きこれこれについても、十分な検討を行っているやっているとやってしまうと、結論がどちらに転んでも余地は出てくるということはあるのです。

ただ、気持ちとしては、要はこの業種の範囲でいいのだろうか、エネルギー種類が本当は広いのだからもう少し調査の名称、エネルギー種類のことも含めて見直していただきたいというのが、見直すというか結論はともかく、考えていただきたいというのが私の希望なのです。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

今すぐ結論が出るのは難しいのかもしれないのですけれども、どうでしょうか。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 名称について、過去の経緯を少しだけ御説明させていただければと思います。

昭和56年の調査がスタートした時に、たしか商鉱工業エネルギー消費統計調査という名前だったと思います。そういう意味でエネルギー全般を対象としたということです。それが数年で予算の関係がありまして、特別会計に動いたものですから「石油等」という名前に変えざるを得なかったという経緯があります。現在は予算的には同じところで計上しています。

それから、この「特定業種」というのは平成14年の改正の時に、それまで構造統計調査と動態統計調査を行っている調査から、構造がなくなったという経緯の中で、動態だけを残す時の名称の議論が当時の統計審議会でありました。その時からもう9業種ということで動態のみを残すということでありまして、そういう意味で、経済産業省が所管している

特定の業種について行う。これは9業種を特定と言っているわけではなくて、特定の業種について動態調査を行っていくということで、平成14年の統計審議会答申の時にこういう名前に変更させていただいたという経緯があります。

経緯だけを御説明させていただきました。

○川崎委員　そこで、念のためのお尋ねですが、役所では予算上の都合からいろいろそれに合わせて、ネーミングを変えることは確かにあることだとは思いますが、これでもし、仮に「エネルギー」とエネ庁に移ってからでも変えてしまうと、やはり予算上、不都合が生じたりしそうなものですか。何となくそうでもないのではないかとも思います。この調査の趣旨はこういうものなのだから、石油関係のもので石油の周辺のエネルギーまでも全部含めて捉えなければいけないから、石油関係の予算でやっているのだと言ってしまえば、別にそんなに苦しい説明とはならないのではないかなと思います。素直な名前にする方が、私は分かりやすいと思うので、結論がどうなるかは別として、検討だけはしてみただいたらなという気はするのですが、どうでしょうか。

○横尾資源エネルギー庁長官官房総合政策課戦略企画室課長補佐　お答えします。

委員の御指摘はごもっともだと思いますが、現状の基幹統計調査としてこの石消調査というのがありまして、もう一つ、一般統計調査としてエネルギー消費統計調査というのがあります。この2つの中身が違うものですから名称も違っていきまして、カバーしている範囲なども違っているのですけれども、そこを最終的にどうするかということの結論と大きく関わってくる問題でして、全く同じような名前にするわけにもいかず、最終的にはそういうところも含めて、考えていかなければいけないとは思っております。

ただ、今、予算の話もありましたけれども、何らかの限界がもしあるならば、そのあたりの御説明もしながら御理解いただかなければいけないことも、もしかしたらあるかもしれないのですけれども、いずれにせよ2つのものがあって、まずは2つをどうするのかというところから整理してきますので、目的が違うものは名前も違うということにもなり得ますので、その辺を踏まえて、委員の御指摘も踏まえて、総合的に考えていきたいと思っております。

○川崎委員　おっしゃっていることと同じことを言っているのだと思うのですが、いずれにしても、この調査だけを見直すということにならないので、エネルギーに関する統計全体の見直しをされることになるのだと思う。その中での名称や業種のこと、あるいはエネルギーの内容なども決まってくるのだらうと思うので、そういう中で決着をつけていただいて、結果としてこの名前がやはりベストだということのだったら、それはそうかもしれないので、私はそこまでこだわるつもりはないのですけれども、この平成29年度末までに行われる検討の中では、余り予断をもってこの名前ではなければいけないのだとされなくて、検討していただきたいというのが私の言いたかった趣旨なのです。

○横尾資源エネルギー庁長官官房総合政策課戦略企画室課長補佐　御指摘、どうもありがとうございました。

○西郷部会長 ありがとうございます。

恐らく、前回の議論の時には、石消と見た時にこの変更は適切かどうかという観点のみから審査をしておりましたので、エネルギー統計、体系全体から見た時に、この名称や捕捉範囲が適切かどうかというのは、また別の次元の議論になろうかと思います。ただ、恐らく第Ⅱ期基本計画で書かれていることは、石消だけを見ての話ではなくて、エネルギーに関する統計全体を見た時に、それがきちんと整理されるように検討してくださいということだと理解しておりますので、その中には恐らく個別の統計の名称なり、あるいは調査範囲の見直しなりというものも、含まれていると理解できるのではないかなと思います。あとはそれを明示的にここで書くかどうかということだと思うのですが、いかがでしょうか。

その書いたことが、実施部局にもものすごく大きな制約条件になってしまうということであれば、今の議論は当然その議事録の中には残りますので、次回の諮問の際には今後の検討課題といった時に、当然そういったエネルギー統計全体を見た時にという議論が必ず出てくるということになりますけれども、それを明文化するかどうかということです。いかがですか。余り制約条件として大きくなり過ぎないということであれば「名称・調査範囲の見直しも含めて」という文言を「引き続き」の前に入れるというのが一案なのです。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 事務局からよろしいでしょうか。

例えば、前回部会の資料2の5ページのところに調査計画（変更後）がございます。その調査計画の中には「調査の名称」や「調査対象の範囲」といったものは当然入っておりますので、今、御議論になっていることにつきまして、経済産業省あるいは資源エネルギー庁において検討した結果、必要であれば、この調査計画の変更に係る申請の中で、調査の名称の変更、あるいは調査対象の範囲の変更として書き加えられることになるかと思えます。

繰り返しになりますけれども、経済産業省、資源エネルギー庁で平成29年度末までに検討する中では当然、今、調査計画そのもの全体の見直しも入りますので、その中で検討結果を踏まえて、現在の調査の名称がこれでいいのか、あるいは調査対象の範囲がこれでいいのかといったことも当然検討されるものと考えております。

○西郷部会長 というわけで、どうでしょうか。

今の御意見は恐らく、特に「名称・調査範囲の見直しも含めて」と書かなくても、それはもう既に含有されているものであるということだから、この6ページにあります案文のとおりで構わないのではないかと御意見だったと思いますけれども、いかがですか。

○川崎委員 当然のことだということであれば、別に私は書いても書かなくても全然構いません。

○西郷部会長 実施部局はよろしいですか。

もし書かないとしても、そういった調査名称や調査範囲の見直しまで含めて、体系的に検討していただくという理解だということによろしいでしょうか。

○横尾資源エネルギー庁長官官房総合政策課戦略企画室課長補佐 分かりました。

○西郷部会長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、今のところ、修正案というのは6ページ目の「今後の課題」の2行目にあります「基幹統計の範囲について検討し、平成29年度末までに結論を得ることが求められている」というところだけになりますけれども、ほかに何かありますか。

○横尾資源エネルギー庁長官官房総合政策課戦略企画室課長補佐 実施者サイドで恐縮ですが、今の4のところでも事実関係を御説明しなければいけないと思うところがありますので、少しお聞きいただければと思います。

○西郷部会長 お願いします。

○横尾資源エネルギー庁長官官房総合政策課戦略企画室課長補佐 「このことを受けて」という文言が真ん中にあるのですけれども、第1回目の部会の資料1の参考の7ページの下に表がありますので御覧いただきたいと思います。課題が2段構えになっていますが、答申案の「4 今後の課題」で書かれている筋としては、下の段を受けまして「このことを受けて」と書かれていると理解しております。すなわち、上の段にある総合エネルギー統計への組込みに向け、これまでの検討を踏まえて更に検討し、解決するよというここと、こちらの段を受けまして、有識者の会議を行ってきたところであり、「体系的な整備を行い、基幹統計の範囲について検討を行う」を受けての意味に読める「このことを受けて」ですと、少し事実とは違ってしまうのではないかと思います。おそらく「このことを受けて」がなければ、何の問題もないと思います。直接的には資料1の参考の表の上段を受けて検討会を行っておりますので、間接的には上も下も含めて影響が及ぶとしても、「このことを受けて」とダイレクトに言われてしまいますと、意味が異なってしまうおそれがある。つまり、私どもで行ってきた検討は表の上段を主に対象として行ってまいりましたので、修正方法としては「このことを受けて」を避けるか、違う接続詞を採用していただくというのが望ましいと思っております。

○西郷部会長 分かりました。

有識者等から構成する検討会を設けている理由というのが、これだと誤読されてしまうという御指摘ですね。もし、それを解決するとすれば、7ページの下の方の2つの理由というのを書くのでかなり長くなるから、そうではなかったら有識者による検討会がなぜ開かれたということは特に言わずに、開いていること自体は事実なので「このことを受けて」というのをとって削除するかというどちらかになりますけれども、いかがですか。

私からの提案としては、簡単なことということで「このことを受けて」というところを削除しても、意味、内容はそれほど変わらないのではないかと思いますけれども、もう少し前回の資料1の7ページの下の方の表の内容が、よりの確に反映されるように記述をもう少し詳しくすべきだという意見があれば、それも受け入れたいとは思いますが、いかがでしょうか。

○川崎委員 今の部会長の御提案に賛成です。

○西郷部会長 ほかにありますか。

私からの提案というのは、その3行目にあります「このことを受けて」というのを削除する。「求められている。同省は、」という形で文をつなげるということです。

もし、反対意見がないようでしたら「このことを受けて」というのを削除して、最終的な答申（案）の文章としたいと思いますが、よろしいですか。

（「はい」と声あり）

○西郷部会長 それでは、特に反対意見がないということですので、そのようにさせていただきます。

確認のために、しつこいようですけれども、答申（案）の最終版というのは6ページの上のところまである3番までに関しては案のとおり、4番に関して2行目の「検討を行うことが指摘され」の部分が「検討し、」に変わるということ、それから3行目の「このことを受けて」というところが削除されるという2点が変更点ということになります。あとは答申（案）のとおりで確定とさせていただきます。

ありがとうございました。

今日予定しておりました答申の確定という作業が済みましたので、部会の終局という形にさせていただきたいと思えます。

今日で答申（案）の確定が済みましたので、予備日として用意しておりました3月16日の部会は開催しないという形になりますので、よろしく願いいたします。

それでは、今、確定していただきました答申（案）の扱いや今後の部会の開催について、事務局から御連絡をお願いします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 本日、おまとめいただきました答申（案）につきましては、3月23日月曜日に開催予定の第85回統計委員会において、西郷部会長から御報告を頂きます。なお、今回の答申（案）につきましては、4のところに修正がありましたので、今、部会長に整理していただきましたとおり、後ほど事務局で修文したものを再度メールにて配布をさせていただき、事前に御確認を頂きたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

部会長からも御連絡がありましたとおり、予備日として設定しておりました来週16日の第3回目の部会につきましては、本日で審議が全て終了しましたので開催しないことと致します。また、本日の議事概要につきましては、後ほどメールにて配布をさせていただきますので、また御確認をお願いしたいと思います。

事務局からは以上です。

○西郷部会長 それでは、本部会における石消の変更にかかわる審議につきましては、本日をもって終了いたします。

2回にわたる部会審議により、答申（案）を取りまとめることができました。こんなに早く終わっていいのかなという不安がまだあるのですけれども、部会審議に当たりましては委員をはじめ、御参画いただいた皆様方に部会長としてお礼申し上げます。

どうもありがとうございました。